

農業ひろさき

2026年9月1日(第247号)

(令和8年9月1日)

編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104

弘前市ホームページ

農業情報はこちらから



農業委員会視察研修・宮城県

7月22日から23日にかけて、農業委員・農地利用最適化推進委員14名が農業委員会活動の向上を目的として、宮城県で視察研修を行いました。

1日目は、「石巻市農業委員会」を訪問し、「震災からの復興」や、「担い手の確保」について説明を受け、幅広く意見を交わしました。東日本大震災からの復旧、再生、発展は、当市の農業の課題解決に向けても参考になりました。

2日目は、登米市の「有限会社伊豆沼農産」を訪問し、精肉などの加工や地元野菜の直売所、レストラン運営、体験教室の実施など、体験型観光ビジネスと組み合わせた多層的な6次化モデルを視察しました。

視察先で学んだことを今後の農業委員会活動に活かしていきます。

石巻市での意見交換の様子



山形県大江町農業委員会視察研修を受け入れ

7月28日、山形県大江町農業委員会の農業委員11名が、視察研修のために当市農業委員会を訪れました。

大江町は、新規就農希望者の積極的な受け入れや、高品質な果物生産に力を入れています。近年増加傾向にあるりんご放任園を解消するための参考にしたいとのことでお越しいただきました。

当日は、当市の農業情勢や農業委員会独自の取り組みなどの紹介に続き、市りんご課から、市農林部と農業委員会で構成される「りんご放任園解消チーム」やりんご放任園解消対策事業の説明を行い、多くの質問をいただきました。

その後の意見交換では、新規就農者や担い手確保に向けた支援、鳥獣害や異常気象による農作物への影響など話題は多岐にわたり、当市の委員にとっても、大変有意義な研修となりました。



研修の様子

第7回新規就農こみゅねっとわ〜く開催

7月29日、市民会館で市農政課が開催した「新規就農こみゅねっとわ〜く」に、16人が参加しました。

第1部のゲストトークでは、(株)百姓堂本舗代表取締役の高橋哲史氏(弘前シードル工房kimoriを運営)より、kimoriの存在意義、売る・伝えるためのデザイン的重要性、未来への取り組みなどについてお話いただきました。

第2部のワークショップでは、「困ったときにみんなどうしてる? 農業経営の選択肢見本市」をテーマに、農業経営における困りごとや対応方法について共有するなど、活発な意見交換と交流が行われました。

テーマに沿って話し合う参加者



高橋氏によるゲストトーク



青森県への要望事項決定

市農業委員会は、7月24日に総会を開催し、中弘地区農業委員大会での議決事項となる青森県への要望事項を決定しました。

【担い手の育成・確保に向けた対策に関する要望】

地域を担う新たな農業者の育成・確保に向けて、国が実施する就農準備段階等を支援するための資金交付事業において、新規就農者の年齢要件の引き上げを検討するよう国への働きかけをお願いするとともに、県独自に50歳以上の新規就農者を対象とした施策の構築を検討すること。

【りんご放任園対策に関する要望】

りんご放任園の発生防止及び解消を迅速に行うため、県が実施する果樹放任園発生防止等対策事業について、放任園の伐採、伐根、撤去等を効果的に継続していけるよう、次年度以降においても優先的に予算確保すること。

農業委員会活動目標等の公表

市農業委員会では、優良農地の確保や遊休農地の解消、担い手への農地集積に向けた令和8年度活動目標及び令和7年度活動計画に対する点検と評価を公表しています。

※詳細はホームページ（二次元コード）で確認してください。



■問い合わせ先

農業委員会農地利用促進係 ☎40-0461

農振除外申出10月30日締切 農地転用 その前に

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、「農用地区域」として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地（倉庫、資材置き場など）といった耕作以外の目的で使用する場合は、市が設定している区域から除外するなどの手続きが必要となります。

10月30日を過ぎますと、次回分は、12月15日が締切となる予定です。

また、令和7年4月から、農振の手続きと並行して、地域計画からの除外の手続きも必要となります。

なお、受付・相談は、農用地の所在する各地区の担当課窓口で行っています。

■問い合わせ先

【弘前地区】農政課農地支援係（市役所前川本館3階）

☎40-0656

【岩木地区】岩木総合支所総務課農林係（岩木庁舎1階）

☎82-1621

【相馬地区】相馬総合支所総務課農林係（相馬庁舎）

☎84-2111

秋の農作業安全運動実施中

収穫作業が本格化する秋季は、農作業事故が多くなります。忙しくてもあせらず、機械作業は基本操作を心掛け、安全に作業しましょう！

また、クマが活発に行動する季節であるため、不意の遭遇に注意してください。

主な農作業事故の種類ごとの対策は次のとおりです。

◆トラクターの転倒・転落

- ・シートベルト・ヘルメットを着用する。
- ・傾斜や段差に十分注意する。
- ・通る経路の草刈・障害物除去・道幅の確保など、危険箇所を改善する。

◆脚立からの転落

- ・脚立から身を乗り出さない。
- ・登り降りの際は重い物を持たない。
- ・一段ずつゆっくりと登り降りする。



■問い合わせ先

農政課地域経営係（市役所前川本館3階）

☎40-7102

りんご園防風網張替事業

市では、気象災害からの恒常的な防護策として、収入保険または果樹共済加入者を対象に、防風網の張替えに要する経費に対し補助しています。

◆対象者

- ・令和8年産の収入保険または果樹共済の加入者であること
- ・過去5年間、市税などの滞納がないこと

◆補助対象経費 防風網の張替経費

◆補助率・上限額 1/3・18万円以内

■問い合わせ先

りんご課生産振興係（市役所前川本館3階）

☎40-7105

りんごの鳥害に対する防止対策

これからりんごの収穫最盛期を迎えます。

野鳥による食害の防止・軽減を図るための対策を紹介しますので、ご活用ください。

◆食害を与える可能性のある代表的な野鳥

- ・留鳥（年間を通して同じ場所に生息し、季節による移動をしない鳥）
ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、ヒガラ、シジュウカラなど
- ・渡り鳥
アトリ、ツグミなど



◆物理的な飛来対策

・糸、テグス

鳥が嫌うミシン糸や釣り用のテグスを枝に張る。カラスの場合は1メートル程度以下の間隔で張り巡らすと効果があるようです。

◆追い払い道具による対策

・反射材、防鳥テープ

CDや鏡、防鳥テープなど、太陽光を反射する素材を枝にくくりつける。

・忌避剤

鳥が嫌う臭いを発するロープ等の忌避剤を設置する。

・バードガード

鳥が嫌う鳴き声を発するバードガードを設置する。なお、バードガードは対応しない鳥種があるので、注意してください。

※これらは一時的には効果がありますが、日数の経過とともに慣れてしまい、効果がなくなる場合があります。

※道具の種類や設置場所、組み合わせを頻繁に変えるなど、常に鳥に「ここは変だぞ」と思わせる工夫が大切です。

◆園地対策

- ・野鳥は落果実にも集まってくるので、早めに落果実を除去する。

■問い合わせ先

りんご課生産振興係（市役所前川本館3階）

☎40-7105

トキのブランドを未来につなごう

家族経営協定を結ぼう

家族経営協定とは、農業経営や生活における家族の約束事を文書にしたものです。

協定を結ぶことで、お互いの役割を再認識することができ、家族一人ひとりに自覚と責任が生まれます。

本市の協定締結数は、令和 7 年度の 12 戸を加えて、7 月末で 184 戸となっています。

締結する際には、家族間の話し合いが重要で、経営改善や女性農業者の地位確立などにつながり、認定農業者制度の共同申請、農業者年金の保険料の国庫助成、制度資金の活用などのメリットもあります。

締結したことで、次のようになったと感じている家族も多くなっています。

- ・家族で相談して決める機会が増えた
- ・自分の意見が言えるようになった
- ・後継者や女性が働きやすい環境になった

家族経営協定の内容や締結までの流れはお問い合わせください。

■問い合わせ先

農業委員会総務係
（市役所前川本館 3 階）
☎ 40-7104



協定締結の様子

STOP！稲わら焼却

稲わら焼却の煙は、地域住民の健康への影響や交通の妨げの原因となるほか、産地のマイナスイメージとなります。

肥料等生産資材が高騰する中で、稲わらは貴重な有機質資源です。

むやみに焼かず、水田へのすき込みや、堆肥の原料や敷きわらとして使うなど、有効に活用しましょう。

■問い合わせ先

青森県中南農林水産事務所農業普及振興室
☎ 33-4821



様々な方法で有効利用

農業無料職業紹介所の登録者募集

市農政課や市内 J A では、農業における労働力不足の解消を目的に「農業無料職業紹介所」を設置し、市内の農業者（求人者）と農業で働きたい人（求職者）のマッチングを行っていますので、ぜひご活用ください。

◆求人・求職の範囲

- ・求人者：市内の農業者、または農業法人
- ・求職者：市内の農業者等のもので働きたい方

◆開設時間

毎週月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（祝祭日・年末年始などの閉庁・閉店日を除く。冬期間に短縮営業となる場合あり。）

■問い合わせ先

紹介所名	所在等
弘前市農業無料職業紹介所 農政課地域経営係 （市役所前川本館 3 階）	上白銀町 1-1 ☎ 40-7102
J A つがる弘前 農作業従事者無料職業紹介所	五代字早稲田 509-1 ☎ 82-1052
J A 相馬村 農作業従事者無料職業紹介所	五所字野沢 23-1 ☎ 84-3215
J A 津軽みらい 石川グリーンセンター	石川字家岸 45-3 ☎ 92-3311



出稼ぎに行く皆さんへ

◆出稼労働者手帳を受け取りましょう

出稼労働者手帳は、出稼労働者としての身分証明書となるため、出発前に必ず受け取りましょう。

- ・申請窓口 市民課（市役所市民防災館 1 階）
岩木・相馬総合支所民生課、各出張所

◆健康診断を受けましょう

出稼労働者を対象とした健康診断を指定医療機関で行っています。

帰省中の出稼労働者も含めて、出発前には受診するようにしましょう。

- ・受診料 3,800 円
- ・受診場所 「健康と福祉ごよみ」で確認してください。
※受診の際には、出稼労働者手帳を持参してください。
※診断の結果、治療が必要な場合の費用は、自己負担となります。

■問い合わせ先

商工労政課雇用支援係（市役所前川新館 5 階）
☎ 35-1135



若い農業者の皆さん！ 自分の老後自分で守れますか？

農業者年金なら・・・



保険料は自由に選べる！（2万円～6万7千円、千円単位）

さらに、35歳未満であれば、1万円からでも加入可能！



認定農業者で青色申告者等には、

国庫補助で手厚い支援！

1万円の自己負担で2万円の積み立てが実現！



自ら支払った保険料は、**全額社会保険料控除の対象！**

その他にも、**税制面で優遇措置がある！**

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・年間60日以上農業に従事している方で、
- ・国民年金第1号被保険者（60歳未満）又は、
国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満）

※詳しくは、農業委員会 ☎ 40-7104、又はお近くのJAへ！



詳しくは… **農業者年金基金** **検索**
<https://www.nounen.go.jp>

今年も健診を実施しています

体の異常の早期発見と早期治療のため、健診は毎年受けましょう。 ※詳細は「健康と福祉ごよみ」をご覧ください。

健診名	対 象	費用等	実施期間
①国保特定健診	国民健康保険に加入している40歳以上の人	年度内1回に限り無料 ・マイナ保険証または資格確認書と受診券を持参 ・年度内2回目以降は全額自己負担	令和9年 3月15日まで
②後期高齢者健診	後期高齢者医療制度に加入している人	年度内1回に限り4,250円 ・マイナ保険証または資格確認書と①受診券を持参（①とセット受診） ・年度内2回目以降は全額自己負担	令和9年 3月15日まで
③国保人間ドック	国民健康保険に加入している40歳以上の人	年度内1回に限り5,000円 ・マイナ保険証または資格確認書を持参 ・①または③とは別に受診可能	令和9年 3月31日まで
④国保脳ドック		年度内1回に限り無料 ・マイナ保険証または資格確認書を持参 ・年度内2回目以降は全額自己負担	令和9年 3月31日まで
⑤後期高齢者歯科健診	後期高齢者医療制度に加入している人	年度内1回に限り無料 ・マイナ保険証または資格確認書を持参 ・年度内2回目以降は全額自己負担	令和9年 3月31日まで

■問い合わせ先 ①③④の健診 国保年金課国保健康事業係 ☎ 35-1116 （いずれも市役所市民防災館1階）
②⑤の健診 国保年金課後期高齢者医療係 ☎ 40-7046

清水森ナンバを栽培してみませんか

有料広告

400年の伝統をもつ弘前在来トウガラシ「清水森ナンバ」を栽培する新規会員を募集しています。

健康な土で高品質なナンバを育てるために必要な、栽培を始める前の土壌診断もサポートしますので、併せてお問い合わせください。



■問い合わせ先

在来津軽「清水森ナンバ」ブランド確立研究会事務局
（青森県特産品センター内） 檜山 ☎ 39-1811